

## 浜松市土地改良事業償還費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、農業生産基盤の整備推進を図るために土地改良事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の規定による共同施行を含む。）を行う土地改良区等の事業費負担の軽減を図るため、土地改良区等が借入れた事業資金の償還する額について、予算の範囲内において浜松市土地改良事業償還費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (補助対象及び補助率等)

- 第2条 補助対象及び補助率は、別表第1-1及び別表第1-2のとおりとする。
- 2 本要綱における補助は、前項に規定する補助対象事業の地元負担に対する、株式会社日本政策金融公庫等からの借入れによる元利償還金に対し、前項に規定する補助率により補助するものとする。
  - 3 第2項に定める借入金について、より低利な借入に借り替えを行った場合は、第2項の規定を準用する。
  - 4 補助金の交付対象者は、市税を完納している者であること。

### (補助金の額)

第3条 第1条に規定する補助金の額は、原則として株式会社日本政策金融公庫が定める農業基盤整備資金の貸付利率を上限とし、実際の返済金額を基に算出するものとする。

### (土地改良事業の採択)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助対象事業を実施する年度の事業施行前に事業採択申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業費償還計画表
- (3) 国・県の交付決定通知等の写し
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (5) 市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）

2 市長は、前項の申請があったときは、事業内容等を審査し、適当と認められる場合は、補助事業として採択し、事業採択通知書（第4号様式）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

### (事業計画の変更承認申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号について変更等がある場合、

事業完了までに、予め市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業主体の変更
  - (2) 事業費の変更
  - (3) 工種の新設、変更又は廃止
  - (4) 施行箇所又は工法の変更
- 2 前項の場合において、補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画変更承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 変更事業計画書
  - (2) 変更事業費償還計画表
  - (3) 国・県の割当額等に変更のあった場合は、それを証する書面の写し
- 3 市長は、前項の申請があったときは、変更内容等を審査し、適当と認められる場合は、事業計画変更承認通知書（第6号様式）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（事業完了報告書）

- 第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業採択を受けた事業の完了後、速やかに事業完了報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 実施事業の実績報告書の写し
  - (2) 位置図
  - (3) 契約書の写し
  - (4) 工事写真（施工前・施工後の写真等）
- 2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、事業完了確認通知書（第8号様式）により当該事業費の補助率及び負担割合等を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（償還計画の承認申請）

- 第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業資金の借入れを行ったときは、償還計画承認申請書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 償還計画表（第10号様式）
  - (2) 株式会社日本政策金融公庫等の発行する償還予定表の写し
  - (3) 借入金の入金を確認できる通帳等の写し
  - (4) 事業費の支払を証する書面の写し
  - (5) 浜松市土地改良事業償還費補助事業完了確認通知書の写し
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、償還計画承認通知書（第11号様式）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(償還計画の変更承認申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、一部繰上償還、一括繰上償還又は借換え等により償還計画を変更する場合は、償還計画変更承認申請書(第12号様式)に次に掲げる書類を添えて提出し、予め市長の承認を受けなければならない。

- (1) 償還計画表(第10号様式)
- (2) 浜松市土地改良事業費償還計画承認通知書の写し
- (3) その他必要な書類

2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容等を審査し、適当と認められる場合は、償還計画変更承認通知書(第13号様式)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

3 補助金の交付の申請をしようとする者は、一部繰上償還、一括繰上償還又は借換え等の実施後、速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 一部繰上償還の場合は、株式会社日本政策金融公庫等の発行する償還予定表等の写し、一括繰上償還又は借り換え等の場合は、完済通知等の写し
- (2) 償還金の払込を証する書面の写し

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付の申請をしようとする者は、償還年度ごとに、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書(第14号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 浜松市土地改良事業費償還計画(変更)承認通知内訳表(第15号様式)
- (2) 収支予算書(第16号様式)
- (3) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (4) 市税納付・納入確認同意書(第2号様式)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第17号様式)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(払込実績報告書)

第10条 補助事業者は、償還年度内全ての償還金の払込後、速やかに規則第13条の規定による払込実績報告書(第18号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 償還金の払込を証する書面の写し
- (2) 収支決算書(第16号様式)

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第19号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金確定通知書(第19号様式)を受領した日以降において速やかに補助金請求書(第20号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払承認申請)

第12条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定による補助金の概算払の申請をしようとするときは、補助金概算払承認申請書(第21号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金概算払承認通知書(第22号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金概算払の請求)

第13条 補助事業者は、前条による補助金概算払承認通知書(第22号様式)を受領した場合は、補助金概算払請求書(第20号様式)を市長に提出しなければならない。

(農地転用に伴う補助金の返還)

第14条 市長は、次の各号に掲げる事業の受益地の全部又は一部につき、土地改良事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合は、規則第18条の規定による補助金返還命令書(第23号様式)により、交付された補助金につき当該転用に係る土地の面積に応じた額を返還させるものとする。

ただし、転用に係る面積が別表第2に掲げる面積を超えない場合はこの限りでない。

(1) ほ場整備事業

(2) 農用地開発事業

(3) かんがい排水事業

(4) たん水防除事業

(5) 畑地帯総合土地改良事業のうち別表第2の第1号、第2号又は第3号に該当するもの

(6) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業のうち別表第2の第1号、第2号又は第3号に該当するもの

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和2年度までの補助金に適用する。

別表第1 - 1 (第2条関係)

- ・費用負担区分[ ]は振興山村又は過疎地域
- ・地元負担は事業主体が負担すべき国県補助を除いた割合

工種	区分	事業主体	対象事業	補助率	費用負担区分 (割合)					
					国	県	地元負担			
							市	改良区等		
用排水施設の整備・更新	・排水 ・幹線用水 (開渠・暗渠) ・末端用水 (開渠) ・安全施設 ・ため池 ・排水機場 ・揚水機場 (畑かん機械設備を除く) ・発電施設	県	かんがい排水、湛水防除、基幹水利施設ストックマネジメント、経営体育成樹園地再編整備、経営体育成基盤整備、ため池等整備、土地改良施設耐震対策、水利施設整備、水利施設等保全高度化、地域用水環境整備 耕作放棄地解消基盤整備	地元負担の100%以内	50% ~ 55%	25% ~ 40%	5% ~ 25%	0%		
					0%	50%	50%	0%		
		改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、地域農業水利施設ストックマネジメント 非補助土地改良事業		50% [ 55% ]	8.5% ~ 20%	25% ~ 41.5%	0%		
			県単独農業農村整備		0%	0%	100%	0%		
			農業基盤整備促進		0%	1/3 [ 1/2 ]	2/3 [ 1/2 ]	0%		
			50%		0% ~ 1%	49% ~ 50%	0%			
		農道の整備	・開設 ・改良 ・舗装 ・側溝 ・安全施設 ・移転補償 ・用地補償		県	一般農道整備、経営体育成樹園地再編整備、経営体育成基盤整備、水利施設等保全高度化 耕作放棄地解消基盤整備	45% ~ 50%	27.5% ~ 40%	10% ~ 27.5%	0%
							0%	50%	50%	0%
					改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 農業基盤整備促進 非補助土地改良事業	50% [ 55% ]	5% ~ 10%	35% ~ 45%	0%
						耕作放棄地解消基盤整備、県単独農業農村整備	50%	0% ~ 1%	49% ~ 50%	0%
0%	0%			100%		0%				
0%	1/3 [ 1/2 ]			2/3 [ 1/2 ]		0%				
改良区	一般農道整備、経営体育成樹園地再編整備、経営体育成基盤整備 耕作放棄地解消基盤整備			45% ~ 50%	27.5% ~ 30%	20% ~ 27.5%	0%			
	0%			50%	50%	0%				
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 農業基盤整備促進 非補助土地改良事業			50% [ 55% ]	5% ~ 10%	35% ~ 45%	0%			
50%	0% ~ 1%			49% ~ 50%	0%					
0%	0%	100%	0%							

別表第1 - 2 (第2条関係)

- ・費用負担区分[ ]は振興山村又は過疎地域
- ・地元負担は事業主体が負担すべき国県補助を除いた割合

工種	区分	事業主体	対象事業	補助率	費用負担区分 (割合)				
					国	県	地元負担		
							市	改良区等	
用排水施設の整備・更新	・末端水田用水 (暗渠)	県	耕作放棄地解消基盤整備	事業費に対する改良区等の負担割合が5%となるまで	0%	50%	45%	5%	
			経営体育成基盤整備		50%	30%	15%		
		改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、地域農業水利施設ストックマネジメント		50% [55%]	8.5% ~ 20%	20% ~ 36.5%		
			非補助土地改良事業		0%	0%	95%		
			県単独農業農村整備		0%	1/3 [1/2]	2/3-5% [45%]		
	・末端畑かん施設 (機械設備を含む)	県	経営体育成樹園地再編整備、経営体育成基盤整備		地元負担の50%以内	50%	30%	10%	10%
			耕作放棄地解消基盤整備		事業費に対する改良区等の負担割合が30%となるまで	0%	50%	20%	30%
		改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、地域農業水利施設ストックマネジメント		地元負担の50%以内	50% [55%]	8.5% ~ 20%	12.5% ~ 20.75%	12.5% ~ 20.75%
			県単独農業農村整備		事業費に対する改良区等の負担割合が30%となるまで	0%	1/3 [1/2]	2/3-30% [20%]	30%
農地の整備	・ほ場整備 ・農地造成 ・客土 ・土壌改良 ・暗渠排水 ・畦畔撤去 ・耕作放棄地解消 ・鳥獣害防止対策施設	県	経営体育成樹園地再編整備、経営体育成基盤整備、水利施設等保全高度化	地元負担の50%以内	50%	30%	10%	10%	
			耕作放棄地解消基盤整備		0%	50%	25%	25%	
	改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	50% [55%]		8.5% ~ 20%	12.5% ~ 20.75%	12.5% ~ 20.75%		
		県単独農業農村整備	0%		1/3 [1/2]	1/3 [25%]	1/3 [25%]		
		農業基盤整備促進	50%		0% ~ 1%	24.5% ~ 25%	24.5% ~ 25%		
	非補助土地改良事業	0%	0%		50%	50%			

別表第2（第14条関係）

事業名	面積
<p>1. ほ場整備事業、又は畑地帯総合土地改良事業若しくは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業のうち区画整理事業</p>	<p>(1) 区画整理地区内の受益地について、同一の事業主体が一連の事業計画のもとに行う転用については、10a</p> <p>(2) かんがい排水施設に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号の事業の受益地（区画整理地区外のものに限る。）でこの表第3項右欄各号の一に該当するものの転用については、それぞれ当該各号に掲げる面積</p>
<p>2. 農用地開発事業、又は畑地帯総合土地改良事業若しくは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業のうち農地開発事業</p>	<p>当該事業の受益地について、同一の事業主体が一連の事業計画のもとに行う転用については、10a</p>
<p>3. かんがい排水事業、たん水防除事業、又は畑地帯総合土地改良事業若しくは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業のうちかんがい排水事業</p>	<p>(1) 同一の事業主体が一連の事業計画のもとに行う転用については、当該事業の受益地の面積の10分の1（その受益地の面積が100haを超えるときは、受益地のうち10ha。以下同じ。）の面積</p> <p>(2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第7条第1項の規定により決定された流通業務団地の区域内における転用については、当該事業の受益地の面積の10分の1の面積</p> <p>(3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定により行われる土地区画整理事業の施行地区内の転用については、当該事業の受益地の面積の10分の1の面積</p>



第1号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住所又は所在地  
申請者  
名称及び代表者の氏名 印

浜松市土地改良事業償還費補助事業採択申請書

下記のとおり 事業を償還費補助事業として  
採択をされたく申請します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 補助区分
- 4 事業内容

(1) 事業計画額 円  
(2) 事業予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

(単位：千円)

事業の種類	全体 計画額	年度別計画額				
		年度	年度	年度	年度	年度

5 償還補助内容

(1) 補助内容

別表	工種	区分	事業主体	補助率

(2) 費用負担割合

(単位：千円)

区分	国	県	地元負担		合計
			市	土地改良区等	
割合					
金額					

(3) 償還期間

据置	償還	利率
年	年	%

据置期間を除く。

注 複数年事業の場合は、「1 事業名」に実施年度を併せて記載する。

(例) 年度 整備事業( 年度～ 年度)

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 事業費償還計画表
- 3 国・県の交付決定通知等の写し
- 4 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- 5 市税納付・納入確認同意書(第2号様式)
- 6 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)

第2号様式(第4条、第9条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長  
(取扱い 課)

補助金交付申請者

住 所(又は所在地)

氏 名(又は法人名)

印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市土地改良事業償還費補助金交付要綱第2条第4項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付及び納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市土地改良事業償還費補助金

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市土地改良事業償還費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。  
また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
  - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

年 月 日

（あて先） 浜松市長

（誓約者）  
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

第4号様式(第4条関係)

浜松市指令第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市土地改良事業償還費補助事業採択通知書

年 月 日付け申請のありました 事業  
について、浜松市土地改良事業償還費補助事業として採択しましたので通知します。

なお、事業完了後は、浜松市土地改良事業償還費補助金交付要綱に基づき、所定の手続  
が必要となります。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 補助区分
- 4 事業内容

- (1) 事業計画額 円
- (2) 事業予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

(単位：千円)

事業の種類	全体 計画額	年度別計画額				
		年度	年度	年度	年度	年度

5 償還補助内容

- (1) 補助内容

別表	工種	区分	事業主体	補助率

(2) 費用負担割合

(単位：千円)

区分	国	県	地元負担		合計
			市	土地改良区等	
割合					
金額					

(3) 償還期間

据置	償還	利率
年	年	%

据置期間を除く。

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住所又は所在地  
申請者  
名称及び代表者の氏名 印

浜松市土地改良事業償還費補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令第 号をもって事業採択(事業計画変更承認)の通知を受けた事業について、下記のとおり計画変更の承認を受けたく申請します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 補助区分
- 4 計画変更の理由
  - (1) 内容
  - (2) 金額

(単位：千円)

事業の種類	全体 計画額	年度別計画額				
		年度	年度	年度	年度	年度
	( )	( )	( )	( )	( )	( )

( )内は変更前の金額

5 償還補助内容

(1) 補助内容

別表	工種	区分	事業主体	補助率

(2) 費用負担割合

(単位：千円)

区分	国	県	地元負担		合計
			市	土地改良区等	
割合					
金額					

(3) 償還期間

据置	償還	利率
年	年	%

据置期間を除く。

添付書類

- 1 変更事業計画書
- 2 変更事業費償還計画表
- 3 国・県の割当額等に変更のあった場合は、それを証する書面の写し



第6号様式(第5条関係)

浜松市指令第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市土地改良事業償還費補助事業計画変更承認通知書

年 月 日付け申請のありました計画変更について審査した結果、下記のとおり計画変更を承認します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 補助区分
- 4 変更内容
- 5 事業内容

(1) 事業計画額 円  
(2) 事業予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

(単位：千円)

事業の種類	全体 計画額	年度別計画額				
		年度	年度	年度	年度	年度
	( )	( )	( )	( )	( )	( )

( )内は変更前の金額

6 償還補助内容

(1) 補助内容

別表	工種	区分	事業主体	補助率

(2) 費用負担割合

(単位：千円)

区分	国	県	地元負担		合計
			市	土地改良区等	
割合					
金額					

(3) 償還期間

据置	償還	利率
年	年	%

据置期間を除く。

第7号様式(第6条関係)

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住所又は所在地  
申請者  
名称及び代表者の氏名 印

浜松市土地改良事業償還費補助事業完了報告書

年 月 日付け浜松市指令第 号をもって事業採択(事業計画変更承認)の通知があった事業について、下記のとおり事業が完了したので浜松市土地改良事業償還費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 補助区分
- 4 完了の年月日 年 月 日
- 5 事業の内容
- 6 事業の成果

注 複数年事業の場合は、「1 事業名」に実施年度を併せて記載する。  
(例) 年度 整備事業( 年度～ 年度)

- 添付書類
- 1 実施事業の実績報告書の写し
  - 2 位置図
  - 3 契約書の写し
  - 4 工事写真(施工前・施工後の写真等)

第8号様式(第6条関係)

浜松市第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市土地改良事業償還費補助事業完了確認通知書

年 月 日付け浜松市指令第 号をもって事業採択(事業計画変更承認)した事業について、事業完了報告書により事業の完了を確認しました。

つきましては、浜松市土地改良事業償還費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり償還助成に係る補助率及び費用負担割合を確定します。

記

1 事業名

2 地区名

3 補助区分

4 償還補助内容

(1) 補助内容

別表	工種	区分	事業主体	補助率

(2) 費用負担割合

(単位:千円)

区分	国	県	地元負担		合計
			市	土地改良区等	
割合					
金額					

第9号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住所又は所在地

申請者

名称及び代表者の氏名

印

浜松市土地改良事業費償還計画承認申請書

年 月 日付け浜松市第 号をもって事業完了確認の通知があった事業について、下記のとおり事業資金の借入を行いましたので、償還計画の承認を受けたく申請します。

記

1	事業名	
2	地区名	
3	補助区分	
4	借入先	(融資番号 )
5	借入元金	
6	償還総額	(うち地元負担額 )
7	償還期間	年 月から 年 月まで(据置 年)

利率 %

- 添付書類
- 1 償還計画表(第10号様式)
  - 2 株式会社日本政策金融公庫等の発行する償還予定表の写し
  - 3 借入金の入金を確認できる通帳等の写し
  - 4 事業費の支払を証する書面の写し
  - 5 浜松市土地改良事業償還費補助事業完了確認通知書の写し

第10号様式(第7条、第8条関係)

償還計画表

(単位:円)

	貸付 番号	区分	年度	年度	年度	年度	年度	計
市		元金						
		利子						
改良 区等		元金						
		利子						
合計		元金						
		利子						

第 1 1 号様式 ( 第 7 条関係 )

浜松市指令第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市土地改良事業費償還計画承認通知書

年 月 日付け申請のありました 事業  
に係る償還計画について審査した結果、下記のとおり承認します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 補助区分
- 4 借入先 ( 融資番号 )
- 5 借入元金
- 6 償還総額 ( うち地元負担額 )
- 7 償還期間 年 月から 年 月まで ( 据置 年 )  
利率 %
- 8 償還計画表 別紙 ( 第 1 0 号様式 ) のとおり

第12号様式(第8条関係)

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住所又は所在地

申請者

名称及び代表者の氏名

印

浜松市土地改良事業費償還計画変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令第 号をもって償還計画承認(償還計画変更承認)の通知があった事業について、下記のとおり償還計画の変更の承認を受けたく申請します。

記

1 事業名

2 補助区分

3 計画変更の理由

4 借入先

5 償還残額 (うち地元負担額 )

6 償還終期 年 月

添付書類 1 償還計画表(第10号様式)  
2 浜松市土地改良事業費償還計画承認通知書の写し



第13号様式(第8条関係)

浜松市指令第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市土地改良事業費償還計画変更承認通知書

年 月 日付け申請のありました 事業  
に係る償還計画の変更について審査した結果、下記のとおり承認します。

記

1 事業名

2 補助区分

3 借入先

4 償還残額 (うち地元負担額 )

5 償還終期 年 月

6 償還計画表 別紙(第10号様式)のとおり

第14号様式(第9条関係)

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住所又は所在地

申請者

名称及び代表者の氏名

印

浜松市土地改良事業償還費補助金交付申請書

年度において、土地改良事業費に係る借入償還のため、下記のとおり補助金を交付されたく申請します。

記

1 補助区分	
2 補助事業の目的及び内容	
3 完了予定日(償還期日)	年 月 日
4 補助事業の経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の負担方法	
5 交付を受けようとする補助金の額 補助金申請額	
6 その他	

- 添付書類
- 1 浜松市土地改良事業費償還計画(変更)承認通知内訳表(第15号様式)
  - 2 収支予算書(第16号様式)
  - 3 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
  - 4 市税納付・納入確認同意書(第2号様式)
  - 5 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)

第15号様式(第9条関係)

年度

浜松市土地改良事業費償還計画(変更)承認通知 内訳表

- 1 補助区分
- 2 完了予定日(償還期日)

償還計画承認通知		補助金申請額(円)		
年月日	浜松市指令第 号	元金	利子	計
合 計				

第16号様式（第9条、第10条関係）

収支予算書（収支決算書）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 （決算額）	前年度予算額 （予算額）	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 （決算額）	前年度予算額 （予算額）	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

浜松市指令第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市土地改良事業償還費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のありました浜松市土地改良事業償還費補助金について、浜松市補助金交付規則第7条の規定により次のとおり条件を付して交付します。

記

1 補助区分

2 交付決定額	金			百万			千			円
---------	---	--	--	----	--	--	---	--	--	---

3 条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (5) 払込完了後、速やかに別に定める様式により払込実績報告書を市長に提出すること。
- (6) 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (7) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (8) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (9) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (10) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。

第18号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住所又は所在地

申請者

名称及び代表者の氏名

印

浜松市土地改良事業償還費払込実績報告書

年 月 日付け浜松市指令第 号をもって補助金交付決定通知により  
補助金交付決定を受けた浜松市土地改良事業償還費補助金について、下記のとおり払込が  
完了したので浜松市補助金交付規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助区分

2 完了の年月日 年 月 日

3 交付確定を受けたい額

4 その他

添付書類 1 償還金の払込を証する書面の写し  
2 収支決算書(第16号様式)

第19号様式(第10条関係)

浜松市第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市土地改良事業償還費補助金確定通知書

年 月 日付け提出のありました償還費払込実績報告書を審査した結果、  
浜松市補助金交付規則第14条の規定により、下記の金額を浜松市土地改良事業償還費補  
助金として交付確定します。

記

1 補助区分

2 交付確定額

金				百万			千			円
---	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

第20号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住所又は所在地  
名称及び代表者の氏名 印

浜松市土地改良事業償還費補助金(概算払)請求書

年 月 日付け浜松市(指令)第 号をもって補助金の確定(概算払承認)を受けた浜松市土地改良事業償還費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助区分

2 請求金額

金				百万			千			円
---	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

3 振込先

金融機関名  
口座種別・番号  
フリガナ  
口座名義人







第23号様式(第14条関係)

浜松市指令第 号  
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市土地改良事業償還費補助金返還命令書

年 月 日付け浜松市第 号をもって交付確定した浜松市土地改良事業償還費補助金について、浜松市補助金交付規則第18条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 補助区分

2 返還を命ずる額

金				百万			千			円
---	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

3 交付金額

円

4 交付年月日

年 月 日

5 返還命令の理由

6 返還期限

年 月 日